

静岡県公立大学法人任期付教員の任期の定めのない教員への転換に関する規程

平成 30 年 6 月 1 日 規程第 179 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程第 6 条の規定に基づき、任期付教員を任期の定めのない教員へ転換することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(転換希望申請)

第 2 条 任期の定めのない教員への転換を希望する者（以下「転換希望者」という。）は、任期満了日（平成 25 年 4 月 1 日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して 10 年を経過する日をいう。以下同じ。）の 1 年前から 9 か月前までの間に、任期付教員転換希望申請書（様式第 1 号）を、次に掲げる書類とともに、学長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 任期中の業績目録
- (3) 任期中のまとめと転換後の抱負（1,500 字程度）

2 前項の任期付教員転換希望申請書が提出されたときは、第 4 条の規定による転換の可否が決定するまで、当該教員の後任に係る教員採用手続を行わないものとする。

(業績審査)

第 3 条 学長は、前条の規定による申請があったときは、理事長にその旨を報告するとともに、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 1 条に規定する教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に転換希望者の業績等の審査を指示するものとする。

2 前項の業績等の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 社会貢献等の活動に関する事項
- (4) 大学運営等への寄与に関する事項

3 教員人事委員会は、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置し、転換希望者の業績等の審査を指示する。

4 資格審査委員会は、転換希望者のこれまでの業績等を審査し、教員人事委員会へ審査結果を報告する。

5 教員人事委員会は、前項の審査結果に加え、必要に応じて面接を行うなど、総合的視点から、転換希望者の業績等の審査を行うとともに、役員会に意見を求め、転換の可否の意見を附して、学長へ報告する。

(転換の可否の決定)

第 4 条 学長は、前条第 5 項の報告を受けたときは、役員会の意見を参考として、転換の可否を決定し、理事長に対し、転換の申出又は転換しないこととした報告を行う。

(審査結果の通知)

第 5 条 学長は、原則として、任期満了日の 6 か月前までに、転換審査結果通知書（様式第 2 号）により、転換希望者に審査結果を通知する。

(転換)

第6条 理事長は、学長から第4条の転換の申出があった場合には、任期満了日の翌日から当該教員を任期の定めのない教員へ転換する。

(公募による転換)

第7条 任期満了日まで1年未満となった任期付教員が公募に応募し、任期満了日まで又は任期満了日から6月内に採用されることとなったときは、当該公募に係る労働契約から任期の定めのない教員となる。

(転換後の公募による採用)

第8条 第6条及び第7条の規定により任期の定めのない教員となった者が、任期が付されている職への公募に応募し採用されることとなったときは、引き続き任期の定めのない教員となる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 第2条第1項中「任期満了日（平成25年4月1日以降の最初の労働契約日（更新を含む。）から起算して10年を経過する日をいう。以下同じ。）」とあるのは、当分の間、「10年満了日（平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に最初の労働契約日（更新を含む。）がある場合は、当該契約日から起算して10年を経過する日をいう。以下同じ。）」と、第5条及び第6条中「任期満了日」とあるのは「10年満了日」と読み替えるものとする。

様式第1号（第2条関係）

任期付教員転換希望申請書

年 月 日

学長 様

所属・職
氏 名

印

静岡県公立大学法人任期付教員の任期の定めのない教員への転換に関する規程第2条に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 平成21年4月1日以降の 最初の労働契約日	年 月 日
2 現在の任期	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年）
3 転換を希望する理由	
4 在職期間中における業績	
5 在職期間中における賞罰	
6 その他特記事項	

様式第2号（第5条関係）

転換審査結果通知書

年 月 日

様

学 長

転換希望教員の転換審査結果について、下記のとおり通知します。

記

審査結果	
------	--